

土木工事書類 簡素化の手引き(案)

九州地方整備局
企画部 技術管理課

令和3年3月

はじめに

九州地方整備局では建設業協会とのWG等を行い、工事関係書類の簡素化に努めてきたところです。

その成果もあり、「以前に比べ書類が減った」という意見がある一方で、「さらなる簡素化に取り組んで欲しい」という声が多数あります。

そういった意見を踏まえ、「土木工事書類簡素化の手引き（案）」を今回作成いたしましたので、活用して頂ければと思います。

本手引きのポイントは以下のとおりです。

- 添付書類の削減
書類の「種類」の削減はこれまでも実施していますが、不要な添付書類の提出が多いとの声を受け、「添付書類の削減」に重点を置きました。
- 受発注者の役割の明記
負担が大きいとの声が多い「設計図書[※]の照査確認資料」及び「協議書」について、改めて受発注者の役割（作成者）を明記しました。
なお、設計変更ガイドライン（九州地方整備局）も併せて確認頂ければと思います。

引き続き、書類削減・簡素化に向け取り組んで参りますので、改善点等のご意見があれば、「技術管理課」へ連絡頂ければ幸いです。

土木工事書類簡素化の手引き（案） <目次>

書類名称等	書類番号	記載項目	記載内容	ページ番号
工事関係書類一覧表 (九州地整版)	-			1～2
紙と電子による二重納品防止	-		・工事着手前に「紙と電子の別」に関して「事前協議」	3
建設業退職金共済制度	12	共済証紙の配布や受け払いの確認	・施工プロセスチェック時の提示資料	4
施工計画書(1)	22	施工計画書の提出時期	・施工計画書提出時期の例外	5
施工計画書(2)	22	変更施工計画書の作成・とりまとめ	・変更施工計画書作成の要否 ・全体版作成不要	6
施工計画書(3)	22	変更施工計画書の作成・とりまとめ	・設計図書(工事数量総括表)の利用	7
設計図書の 照査確認資料(1)	24		・照査結果提出時に添付する資料の程度	8
設計図書の 照査確認資料(1)-1	24	照査範囲を超える事例-1(追加工事の図面作成、数量及び概算工事費算出)	・当初設計の横断暗渠を設置することにより、既設の道路と段差を生じることが判明した場合	9
設計図書の 照査確認資料(1)-2	24	照査範囲を超える事例-2(変更計画図面作成、変更数量及び概算工事費算出)	・当初設計の作業ヤードを確保することにより、工事用車両の出入りに支障があることが判明した場合	10
設計図書の 照査確認資料(1)-3	24	照査範囲を超える事例-3(変更計画の作成、変更数量の算出、重機・仮設の検討)	・当初設計の作業ヤードが過少であり、函渠据付に支障があることが判明した場合	11
設計図書の 照査確認資料(1)-4	24	照査範囲を超える事例-4(追加工事の図面作成及び数量算出)	・既設水路への横断暗渠設置に必要な仮設排水路が含まれていないことが判明した場合	12
設計図書の 照査確認資料(1)-5	24	照査範囲を超える事例-5(工法比較表の作成<土留仮締切>)	・現設計の工法にて施工すると、近隣の民家に騒音などの被害が出る可能性が判明した場合	13
設計図書の 照査確認資料(1)-6	24	照査範囲を超える事例-6(工法比較表の作成<切土工法>)	・実際の地山の状態が悪く、現設計の工法では崩壊する可能性が高いことが判明した場合	14
設計図書の 照査確認資料(1)-7	24	照査範囲を超える事例-7(工法比較表の作成<擁壁工>)	・用地の制約等により擁壁の新設を要することが判明した場合	15
設計図書の 照査確認資料(2)	24	設計図書の変更又は訂正	・設計変更の責任者と作業者 ・照査範囲を超える作業を受注者に行わせる場合の費用	16
設計図書の 照査確認資料(3)	24	照査範囲を超える資料を作成した場合の見積例	・見積書の書き方	17
施工体制台帳 施工体系図(1)	27,28	施工体制台帳・施工体系図の作成対象	・対象となる業種	18
施工体制台帳 施工体系図(2)	27,28	施工体制台帳の添付書類	・添付が必要(不要)な書類の詳細	19
施工体制台帳 施工体系図(3)	27,28	工事担当技術者台帳	・工事担当技術者台帳の廃止	20
工事打合せ簿(1)	30～35	工事打合せ簿(指示) 工事打合せ簿	・指示資料への受注者対応不要 ・添付を不要とする資料	21
工事打合せ簿(2)	30～35	工事打合せ簿(協議)	・事実が確認できる資料	22
工事打合せ簿(3)	30～35	工事打合せ簿(提出)	・週間工程表の作成について	23
関係機関・近隣協議資料 特殊車両通行許可	36,37	協議(許可)資料の提出	・協議資料の提出を要する場合	24
材料確認、段階確認、 確認・立会	38,40, 41	説明資料の作成 写真撮影の省略	・監督職員への説明資料 ・監督職員等が臨場した場合に撮影を省略できる写真	25
材料確認書	38		・提出の対象	26
休日・夜間作業届	42	休日・夜間作業届の提出	・休日・夜間作業届の提出が不要になる場合	27
安全教育訓練資料	43	安全教育訓練実施資料の提出	・資料提出不要	28
工事履行報告書	46		・添付の不要 ・提示を求める場合	29
品質規格証明資料	47	品質規格資料提出の対象	・提出対象の根拠	30
産業廃棄物管理票	66	産業廃棄物の数量や処理の確認	・管理票の写し提出不要	31
出来形管理図表	71-2	出来形管理図表の作成・提出	・出来形管理図表の作成が不要となる場合 ・出来形管理図表を作成する場合に提出不要となる書類 ・提出時期	32
品質管理図表	72-2	品質管理図表の作成・提出	・品質管理図表の作成が不要となる場合 ・品質管理図表を作成する場合に提出不要となる書類 ・提出時期	33
品質証明員制度	73	品質証明員による確認時の報告資料	・添付資料の内容	34
工事写真	74	排出ガス対策型・低騒音型建設機械の写真	・排出ガス対策型・低騒音型建設機械の写真は撮影不要	35
発注図・完成図	77	不備がある図面の修正	・発注者にて修正し、受注者に提供すべき図面	36
その他	-		・下請引取検査時の提示不要書類	37
その他 (工事検査時)	-	作成を不要とする検査関連書類	・検査時の工事概要書、書類の一覧表等	38
標準様式	-	標準様式(地整HP掲載)について	・標準様式の入手方法	39

※ 表の各行をクリックすると、該当ページに移動します。

工事関係書類一覧表(九州地整版)

工事関係書類					書類作成者		受注者書類作成の位置付け				工事書類作成媒体の事前協議		備考 (工事書類は、工事打合せ簿(様式-9)を鏡として添付するものとする)				
作成時期	種別	No.	書類名称	書類作成の根拠	標準様式(案) (様式No)	発注者	受注者	提出 監督職員	契約 担当課	発注 担当課	提示 受注者 係長	その他 監督職員 へ連絡		監督職員 へ納品	電子☆	紙◎	
工事着手前	契約書類	設計図書	1	工事請負契約書	—	—	○										
			2	共通仕様書	—	—	○										
			3	特記仕様書	—	—	—	○									
			4	発注図面	—	—	—	○									
			5	現場説明書	—	—	—	○									
			6	質問回答書	—	—	—	○									
			7	工事数量総括表	—	—	—	○									
	契約関係書類	8	現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	共通仕様書3-1-1-1	様式-1	○		○								
		9	請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項	共通仕様書3-1-1-1	様式-2	○		○								
		10	工事工程表	工事請負契約書第3条1項	共通仕様書3-1-1-1	様式-3	○		○								
		11	掛金収納書(電子申請方式)	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号) 共通仕様書1-1-1-41-5	共通仕様書1-1-1-41-5	様式-4	○		○								
		12	建退保証証受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	—	—	○					○					
		13	工事別共済証受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	—	—	○					○					
		14	掛金充当実績総括表	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	—	—	○					○					
		15	被共済者就労状況報告書	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	—	—	○					○					
		16	掛金充当書	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	—	—	○					○					
		17	請求書(前払金)	工事請負契約書第35条1項	特記仕様書	様式-5	○		○								
	18	VE提案書(契約後VE時)	特記仕様書	特記仕様書	様式-6	○			○								
	その他	19	品質証明員通知書	共通仕様書3-1-1-6-(5)	共通仕様書3-1-1-6-(5)	様式-7	○	○									
		20	再生資源利用計画書 -建設資材搬入工事用-	共通仕様書1-1-1-19-4	共通仕様書1-1-1-19-4	—	○		○								
		21	再生資源利用促進計画書 -建設副産物搬出工事用-	共通仕様書1-1-1-19-5	共通仕様書1-1-1-19-5	—	○		○								
1 施工計画	① 施工計画	22	施工計画書	共通仕様書1-1-1-4-1	—	○	○										
		23	ISO9001品質計画書	H16.9.1付国官技第117号	—	○	○										
		24	設計図書の照査確認資料 (契約書18条に該当する事実が あった場合)	共通仕様書1-1-1-3-2	—	—	○	○									
		25	工事測量成果表(仮BM及び多角 点の設置)	共通仕様書1-1-1-38-1	—	—	○	○									
		26	工事測量結果(設計図書との照 合)(設計図書と差異有り)	共通仕様書1-1-1-38-1	—	—	○	○									
	2 施工体制	② 施工体制	27	施工体制台帳	共通仕様書1-1-1-10-1	—	○	○									
			28	施工体系図	共通仕様書1-1-1-10-2	—	○	○									
			29	作業員名簿	共通仕様書1-1-1-10-3	—	—	○	○								
			30	工事打合せ簿(指示)	共通仕様書1-1-1-2-15	様式-9	○										
3 施工状況	③ 施工管理	31	工事打合せ簿(協議)	共通仕様書1-1-1-2-17	様式-9	○	○										
		32	工事打合せ簿(承諾)	共通仕様書1-1-1-2-16	様式-9	○	○										
		33	工事打合せ簿(提出)	共通仕様書1-1-1-2-18	様式-9	○	○										
		34	工事打合せ簿(報告)	共通仕様書1-1-1-2-20	様式-9	○	○										
		35	工事打合せ簿(通知)	共通仕様書1-1-1-2-21	様式-9	○	○										
		36	関係機関協議資料 (許可後の資料)	共通仕様書1-1-1-36-3	—	—	○					○					
		37	近隣協議資料	共通仕様書1-1-1-36	—	—	○					○					
		38	材料確認書	共通仕様書2-1-2-4	様式-10	○	○										
		39	材料納入伝票	共通仕様書2-1-2-1	—	—	○					○					
		40	段階確認書	共通仕様書3-1-1-4-6-3	様式-11	○	○										
	④ 安全管理	41	確認・立会依頼書	共通仕様書3-1-1-4-1	様式-12	○	○										
		42	休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-1-37-2	—	—	○						○				
		43	安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-1-27-13	—	—	○					○					
		44	工事事故速報	共通仕様書1-1-1-30	様式-13	○	○						○				
		45	工事事故報告書	共通仕様書1-1-1-30	—	—	○	○									
		46	工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-1-25	様式-14	○	○										
		47	品質規格証明資料	共通仕様書2-1-2-1	—	—	○	○									

工事関係書類一覧表(九州地整版)

作成時期	工事関係書類				工事関係書類の標準様式(案)(様式No)	書類作成者		受注者書類作成の位置付け				工事書類作成媒体の事前協議		備考 (工事書類は、工事打合せ簿(様式-9)を鏡として添付するものとする)	
	種別	No.	書類名称	書類作成の根拠		発注者	受注者	提出		その他		電子☆	紙◎		
								監督職員	契約担当課	受注者保管	監督職員へ連絡				監督職員へ納品
施工中	中間前払金	48	認定請求書	工事請負契約書第35条4項	様式-15		○		○						
		49	請求書(中間前払金)	工事請負契約書第35条3項	様式-5		○		○						
	完済部分検査	50	指定部分完成通知書	工事請負契約書第39条1項	様式-16		○		○						
		51	指定部分引渡書	工事請負契約書第39条1項	様式-17		○		○						
		52	請求書(指定部分完済払金)	工事請負契約書第39条1項	様式-5		○		○						
	既済部分検査	53	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式-18		○	○							
		54	請負工事既済部分検査請求書	工事請負契約書第38条2項	様式-19		○	○							
		55	出来形報告書(数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-5-2	-		○	○						中間技術検査時にも提出する。	
	修補	56	請求書(部分払金)	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式-5		○		○						
		57	修補完了届	工事請負契約書第32条1項 工事請負契約書第32条6項	様式-21		○		○						
	部分使用	58	部分使用承諾書	工事請負契約書第34条1項	様式-22		○		○					部分使用がある場合に提出する。	
		59	工期延期願	工事請負契約書第18条~22条	様式-23		○		○					工期延期が発生する場合に提出する。	
	支給品	支給品	60	支給品受領書	工事請負契約書第15条3項	様式-24		○		○				支給品を受領した場合に提出する。	
			61	支給品精算書	共通仕様書1-1-1-17-3	様式-25		○		○				支給品がある場合に提出する。	
	建設機械	建設機械	62	建設機械使用実績報告書	共通仕様書1-1-1-17-5	様式-26		○		○				建設機械の貸与がある場合に提出する。	
			63	建設機械借用・返納書	工事請負契約書第15条3項	様式-27		○		○				建設機械の貸与がある場合に提出する。	
	現場発生品	現場発生品	64	現場発生品調査書	共通仕様書1-1-1-18	様式-28		○		○				現場発生品がある場合に提出する。	
			65	出来形報告書(数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-5-2	-		○	○					既済部分検査等の際提出する。	
	その他	その他	66	産業廃棄物管理表(マニフェスト)	共通仕様書1-1-1-19-2	-		○			○			産業廃棄物がある場合に監督職員へ提示すればよく、コピーの提出不要。	
			67	新技術活用関係資料	特記仕様書	-		○			○				新技術情報提供システム(NETIS)に登録されている技術を活用して工事施工する場合に提出する。
工事完成時	契約関係書類	68	完成通知書	工事請負契約書第32条1項	様式-29		○		○						
		69	引渡書	工事請負契約書第32条4項	様式-30		○		○						
		70	請求書(完成代金)	工事請負契約書第33条1項	様式-5		○		○						
	工事書類	出来形管理図表	71-1	出来形管理総括表	共通仕様書1-1-1-24-8	-		○	○					・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。	
			71-2	出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	様式-31		○	○					・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、出来形管理図表にて代用可能なため提出不要。	
			71-3	出来形数量計算書	共通仕様書3-1-1-5-2	-		○	○					・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。	
			72-1	品質管理総括表	共通仕様書1-1-1-24-8	-		○	○					・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。	
			72-2	品質管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	様式-32		○	○					・品質の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、品質管理図表にて代用可能なため提出不要。	
			73	品質証明書	共通仕様書3-1-1-6-(1)	様式-33		○	○						・契約図書で規定された場合に提出する。 ・品質証明に関する添付書類は提出不要 ・工事写真の撮影にあたっては、写真管理基準(案)を適用する。 ・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき提出する。 ・紙の工事写真の提出不要 ・不可視部分を含め、監督職員又は現場技術員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真等の撮影は省略 ・監督職員等が確認や立会っている状況写真等も不要。
			74	工事写真	共通仕様書1-1-1-24-8	-		○	○				☆		
		75	総合評価実施報告書	総合評価実施方式の実施について(H12.9.20付建設省厚労省令第30号)	-		○	○						総合評価実施方式を適用して契約した場合に提出する。	
		76	創意工夫・社会性等に関する実施状況	特記仕様書 共通仕様書3-1-1-10	様式-34		○	○						自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目を実施すれば提出できる。	
		工事完成図書	77	工事完成図書	共通仕様書1-1-1-19 共通仕様書3-1-1-7-2	-		○	○			○	☆		・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。
			78	工事管理台帳	共通仕様書3-1-1-7-3 共通仕様書1-1-1-24-9 特記仕様書	-		○	○			○	☆		・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。
その他	79	再生資源利用実施書-建設資材搬入工事用-	共通仕様書1-1-1-19-4	-		○		○					該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。		
	80	再生資源利用促進実施書-建設副産物搬出工事用-	共通仕様書1-1-1-19-5	-		○		○					該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。		
工事完了	その他	81	低入札価格調査(間接工事費等諸経費動向調査票)	共通仕様書1-1-1-13-5-(3)	-	○		○					低入札価格調査制度の調査対象工事の場合に完成日から30日以内に提出する。		

・「請負工事成績評定要領の運用」の別添1「地方整備局工事成績評定実施要領」の別紙-6を一部変更したものである。
 ・工事関係書類の標準様式については、下記のアドレス(国土交通省九州地方整備局のHP)に掲載されておりますので使用して下さい。
http://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetu_joho/koujisekou/index.html



「工事関係書類一覧表」により、工事着手前に「紙と電子の別」に関して「事前協議」するものとする。

- 電子により提出または提示することとなった書類については、検査時その他の場合において紙での提出や提示は行わないものとする。
- 情報共有システム(ASP)を用いて作成及び提出や提示を行った工事帳票については、別途紙に出力して提出する必要はない。

工事関係書類一覧表(九州地整版)

作成時期	種別	No.	書類名称	書類作成の根拠	工事関係書類の標準様式(案)(様式No.)	書類作成者		受注者書類作成の位置付け				工事書類作成媒体の事前協議	備考			
						発注者	受注者	提出	提示	その他	電子			紙		
契約関係書類	契約書	1	工事請負契約書	—	—	○								(工事書類は、工事打合せ簿(様式-9)を録として添付するものとする)		
		2	共通仕様書	—	—	○										
		3	特記仕様書	—	—	○										
		4	発注図面	—	—	○										
		5	現場説明書	—	—	○										
		6	質問回答書	—	—	○										
		7	工事数量総括表	—	—	○										
	設計図書	8	現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	様式-1	○									契約書を作成する全ての工事	
		9	請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項 共通仕様書3-1-1-2	様式-2	○										
		10	工事工程表	工事請負契約書第3条1項	様式-3	○										
		11	建退共掛金収納書	現況時指導事項(H11.3.31付建設省厚契発第22号) 共通仕様書1-1-41-5	様式-4	○										提出できない事情がある場合は理由を書面で提出する
		12	建退共証紙受払簿	現況時指導事項(H11.3.31付建設省厚契発第22号)	—	○				○						共済証紙の購入状況を把握するため、関係資料とともに提示を求めることがある。
		13	請求書(前払金)	工事請負契約書第35条1項	様式-5	○										
		14	VE提案書(契約後VE時)	特記仕様書	様式-6	○				○						契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。

[12] 建設業退職金共済制度

共済証紙の配布や受け払いの確認



共済証紙受払簿と関係資料(共済証紙の写し等)両方の提示は不要

- 監督職員が実施する施工プロセスのチェックにおいて、建退共証紙の配布や受け払いに関する資料の提示を求めるが、複数資料の提示は不要。
- ※掛金収納書提出の際に、共済証紙の購入状況を把握するため、共済証紙受払簿は関係資料とともに提示を求めることがある。

共済証紙受払簿		共済証紙受払簿		共済証紙受払簿		共済証紙受払簿		共済証紙受払簿		共済証紙受払簿		共済証紙受払簿	
年月日	額	元金	積立金	元金	積立金	元金	積立金	元金	積立金	元金	積立金	元金	積立金
30年4月30日	140	140	0	140	0	140	0	30年4月分					
30年5月31日	430	570	120	310	570	570	0	30年5月分					
30年6月7日	350	920	0	570	350	570	350	30年6月分					
30年6月29日	920	80	80	730	190	730	190	30年6月分					
30年7月31日	800	80	110	920	0	920	0	30年7月分					
30年8月31日	60	880	60	880	0	880	0	30年8月分					
30年9月28日	60	1,040	60	1,040	0	1,040	0	30年9月分					
31年2月28日	60	1,280	60	1,280	0	1,280	0	31年2月分					
31年3月29日	60	1,340	60	1,340	0	1,340	0	31年3月分					
決算期間内の合計	850	490	500	1,550	0	1,550	0						

施工計画書の提出時期



施工計画書は施工方法が確定した段階で提出すればよい

- ・ 災害対応，概算数量発注であって当初契約と実施工が合わない場合は，施工内容が決定されてから施工計画書を作成し提出してよい。
- ・ 必ずしも工事開始日から**30日以内に提出する必要**はない。

土木工事共通仕様書の改定

<p>条文変更前</p> <p>1-1-1-4 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。</p>	➡	<p>条文変更後（施工計画書の提出時期）</p> <p>1-1-1-4 受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。</p>
<p>条文変更前</p> <p>1-1-1-4 受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、工事開始日から工事着手までの期間は、最低30日を必要日数として、工事着手しなければならない。</p>	➡	<p>条文変更後（工事の着手時期）</p> <p>1-1-1-4 受注者は、特記仕様書に工事に着手すべき期日について定めがある場合には、その期日までに工事着手しなければならない。</p>

5

変更施工計画書の作成・とりまとめ



- ① 工事内容の軽微な変更については，変更施工計画書の提出は不要。
- ② 当初の施工計画書と合わせた全体版の作成は不要

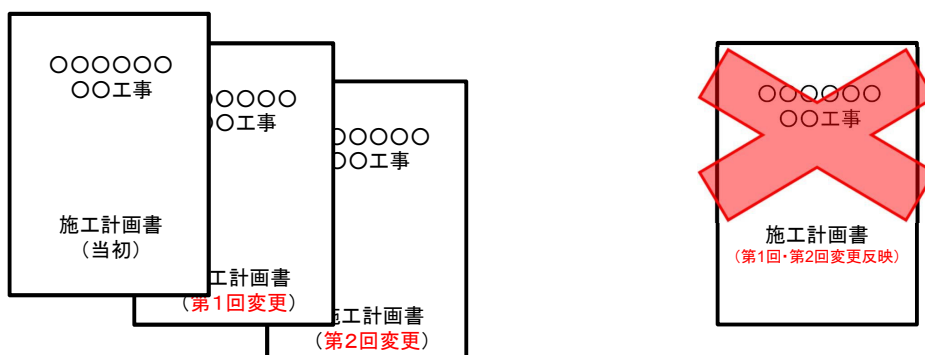
【①について】

- ・ 「工事内容の軽微な変更」とは，数量のわずかな増減等，施工計画に大きく影響しないものをいう。

例) 工期末の精算変更，工期のわずかな変更，現場代理人等の変更に伴う組織表の変更

【②について】

- ・ 変更が生じた場合に，変更箇所のみを第1回変更，第2回変更・・・と作成するが，一覧の変更経緯を含め，一つの施工計画書として取りまとめたものは作成不要。



6



施工計画書の「工事内容」は、設計図書の工事数量総括表の写しを使用してよい。

・ 別途に表の作成は不要

1. 工事概要

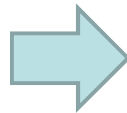
工事名	令和〇年度 〇〇3号〇〇地区〇〇工事		
河川または路線名	一般国道〇〇〇号		
工事場所	〇〇県〇〇市〇〇地先～〇〇県〇〇市〇〇地先		
請負代金	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円		
契約年月日	令和〇年〇月〇日		
工期	自令和〇年〇月〇日～至令和〇年〇月〇日		
発注者	〇〇事務所	TEL	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	〇〇出張所	TEL	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	〇〇監督官詰所	TEL	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
受注者	〇〇建設株式会社	TEL	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	所在地	〇〇県〇〇市〇〇-〇〇〇	
	〇〇作業所	TEL	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	所在地	〇〇県〇〇市〇〇-〇〇〇	

1. 工事概要

工事名	令和〇年度 〇〇3号〇〇地区〇〇工事		
河川または路線名	一般国道〇〇〇号		
工事場所	〇〇県〇〇市〇〇地先～〇〇県〇〇市〇〇地先		
請負代金	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円		
契約年月日	令和〇年〇月〇日		
工期	自令和〇年〇月〇日～至令和〇年〇月〇日		
発注者	〇〇事務所	TEL	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	〇〇出張所	TEL	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	〇〇監督官詰所	TEL	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
受注者	〇〇建設株式会社	TEL	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	所在地	〇〇県〇〇市〇〇-〇〇〇	
	〇〇作業所	TEL	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	所在地	〇〇県〇〇市〇〇-〇〇〇	

令和〇年度 〇〇3号〇〇地区〇〇工事 工事内容

工事区分	工種	種別	種別	単位	数量	概要	
舗装	道路土工	掘削工	掘削	m3	2,500		
			土砂等運搬	式	1		
			路体盛土工	路体(築込)盛土	m3	510	
			土砂等運搬	式	1		
			積込(ノーマル)	式	1		
			路床盛土工	路床盛土	m3	20	
舗装工	排水性舗装工(横面部)	排水性舗装・表層(車道・路肩部)	m2	1,260			
		法面整形工	法面整形(盛土部)	m2	1,260		
排水構築物工	作業土工	床掘り	式	1			
		埋戻し	式	1			
		法面整形	式	1			
		土砂等運搬	式	1			



工事数量総括表

工事区分・工種・種別・細目	規格	単位	数量(原形)	数量(今回)	数量(繰越)	概要
舗装	道路土工	掘削工	掘削		1	
			土砂等運搬	式	1	
			路体盛土工	式	1	
			掘削工	式	1	
			積込	m3	2,500	
			土砂等運搬	式	1	
舗装工	排水性舗装工	排水性舗装	式	1		
		路床盛土工	式	1		
		路体(築込)盛土	m3	510		
		土砂等運搬	式	1		
積込(ノーマル)	路床盛土工	積込(ノーマル)	式	1		
		路床盛土	式	1		
排水構築物工	作業土工	床掘り	m3	20		
		埋戻し	式	1		
法面整形工	法面整形(盛土部)	法面整形	式	1		
		土砂等運搬	式	1		

7



照査結果の添付資料は**事実が確認できる資料のみ**でよい

・ 「事実が確認できる資料」なので、**根拠資料や対応策、変更・訂正案等は提出不要。**

【参考】土木工事共通仕様書 1-1-1-3 設計図書の照査等 2. 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号(注1)に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその**事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない**。なお、**確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図(注2)等を含むものとする**。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、**監督職員からの指示**によるものとする。

(注1) 契約書第18条第1項第1号から第5号の内容 (要約)

- ・ 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書の不一致 (これらの優先順位が定められている場合を除く。)
- ・ 設計図書の誤謬や遺漏
- ・ 設計図書の表示が明確でないもの
- ・ 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等、設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場の不一致
- ・ 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じている

(注2)

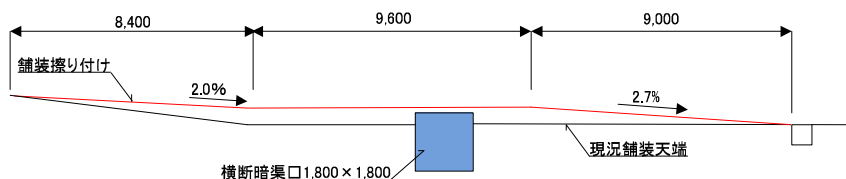
- ・ ここでいう「施工図」とは、協議用図面程度であり、**変更設計図**ではない(「設計変更ガイドライン」p. 20より)

8

◆ [24] 設計図書の照査確認資料 (1) - 1

照査範囲を超える事例-1 (追加工事の図面作成, 数量及び概算工事費算出)

【当初設計の横断暗渠を設置することで, 既設の道路と段差を生じることが判明した場合】



協議用図面としては, 既設の道路と横断暗渠の位置関係がわかる程度でよく, 当初設計に含まれない舗装の擦り付けの計画は照査範囲外となる

照査範囲外 (受注者に作成を指示する場合は発注者の費用負担) となる資料

数量計算書

品名	規格・仕様書	単位	数量
舗装土		m ²	210.0
下層砂層	RC-40 1:150	m ²	210.0
表層	舗装土(アスコン)20 1:50 黒色 車道	m ²	210.0
保線舗装		m	55.0

数量集計表

工種	種別	規格	単位	数量	備考
舗装土	舗装土	舗装土(本)	m ²	95.0	
舗装土	下層砂層	RC-40 1:150	m ²	210.0	
舗装土	アスファルト舗装工	舗装土(アスコン)20	m ²	210.0	
保線舗装	保線舗装工	保線舗装(本)	m	55.0	

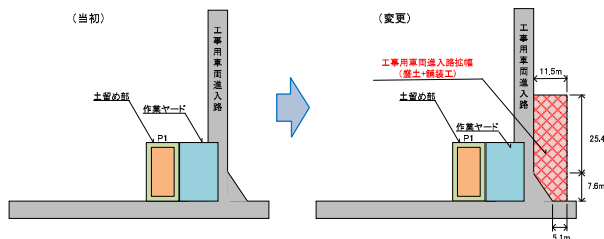
概算工事費の算出

品名	規格	単価			備考
		数量	単価	金額	
舗装土		95.0	114	10,830	
下層砂層	RC-40 1:150	210.0	678	142,580	
表層	舗装土(アスコン)20	210.0	1,890	396,900	
保線舗装	保線舗装 黒色 15cm	55.0	230	12,650	
工事費				542,960	
人件費				10,000	
その他				20,000	
概算工事費				572,960	

◆ [24] 設計図書の照査確認資料 (1) - 2

照査範囲を超える事例-2 (変更計画図面作成, 変更数量及び概算工事費算出)

【当初設計の作業ヤードを確保すると, 工事用車両の出入りに支障があることが判明した場合】



協議用図面としては, 当初設計の作業ヤードを確保した場合に工事用道路と重複することがわかる程度でよく, 工事用車両進入路の拡幅計画は照査範囲外となる

照査範囲外 (受注者に作成を指示する場合は発注者の費用負担) となる資料

数量計算書

品名	規格・仕様書	単位	数量
下層砂層	RC-40 1:150	m ²	353.2
舗装土	黒色砂粒状アスコン(20) 1:50	m ²	353.2

数量総括表

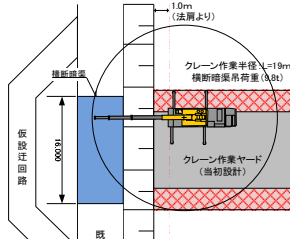
工種	種別	規格	単位	数量	備考
舗装土	舗装土(本)	舗装土(本)	m ²	353.2	
舗装土	下層砂層	RC-40 1:150	m ²	353.2	
舗装土	黒色砂粒状アスコン(20)	黒色砂粒状アスコン(20)	m ²	353.2	

概算工事費の算出

品名	規格	単価			備考
		数量	単価	金額	
下層砂層	RC-40 1:150	353.2	114	39,300	
舗装土	黒色砂粒状アスコン(20)	353.2	1,890	667,548	
工事費				706,848	

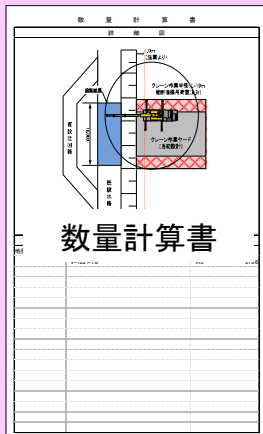
照査範囲を超える事例-3 (変更計画の作成, 変更数量の算出, 重機・仮設の検討)

【当初設計の作業ヤードが過少であり, 函渠据付に支障があることが判明した場合】



協議用図面としては, 当初設計の作業ヤードでは, 函渠の据付ができないことがわかる程度でよく, これに伴う作業ヤードの変更計画は照査範囲外となる

照査範囲外 (受注者に作成を指示する場合は発注者の費用負担) となる資料

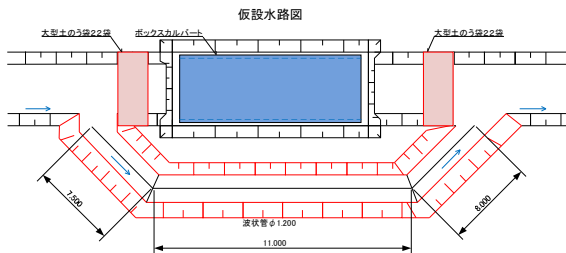


工種・種別・単位	単位	数量	単価	数量	単価	数量	単価
必要作業半径	必要作業半径	10.0	1000	10000			
必要作業半径	必要作業半径	10.0	1000	10000			

クレーン仕様	60tクレーン	70tクレーン	80tクレーン	100tクレーン
吊重量(t)	9.8			
必要作業半径	18.2			
作業半径(m)	12.0	15.0	20.0	22.0
判定	×	×	○	○
接地圧と許容支持力の検討 (図地盤+数値)	-	-	接地圧>許容支持力 ⇒地盤改良を要する	接地圧>許容支持力 ⇒地盤改良を要する
寄与度の検討 (地盤改良+必要作業半径)	2.6			
経済比較 (移動式クレーン運搬費用+地盤改良費用)	-	-	0,000,000円	00,000,000円
評価	作業半径が不足するため不適	作業半径が不足するため不適	高荷重8t, 作業半径20mで最大接地圧となる。本機種採用にあたっては、地盤改良(改良厚1.8m)を要する。移動式クレーン運搬費、地盤改良費用の双方において本機よりも作業能力の余裕は大きくなるが経済性に劣る。	高荷重8t, 作業半径22mで最大接地圧となる。本機種採用にあたっては、地盤改良(改良厚2.6m)を要する。40tクレーンを使用する場合は作業能力の余裕は大きくなるが経済性に劣る。
総合評価	×	×	○	△

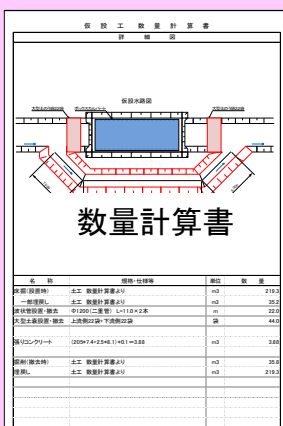
照査範囲を超える事例-4 (追加工事の図面作成及び数量算出)

【既設水路への横断暗渠設置に必要な仮設排水路が含まれていないことが判明した場合】



協議用図面としては, 当初設計に水路の切回しが含まれないため, そのままでは施工ができないことがわかる程度でよく, 仮設水路の計画は照査範囲外となる

照査範囲外 (受注者に作成を指示する場合は発注者の費用負担) となる資料



工種・種別・単位	単位	数量	単価	数量	単価	数量	単価
仮設排水路(管)	仮設排水路	110	1000	110000			
仮設排水路(管)	仮設排水路	110	1000	110000			
仮設排水路(管)	仮設排水路	110	1000	110000			
仮設排水路(管)	仮設排水路	110	1000	110000			
仮設排水路(管)	仮設排水路	110	1000	110000			
仮設排水路(管)	仮設排水路	110	1000	110000			
仮設排水路(管)	仮設排水路	110	1000	110000			
仮設排水路(管)	仮設排水路	110	1000	110000			
仮設排水路(管)	仮設排水路	110	1000	110000			
仮設排水路(管)	仮設排水路	110	1000	110000			

照査範囲を超える事例-5 (工法比較表の作成 (土留仮締切))

【現設計の工法にて施工すると、近隣の民家に騒音などの被害が出る可能性が判明した場合】

- ・ 工法比較表の作成は照査範囲外であり、受注者に作成を指示する場合の照査費用は発注者負担となる。
- ・ 協議資料としては、現設計において問題となる点 (隣接する民家への振動・騒音対策が必要) を示せばよい。

照査範囲外 (受注者に作成を指示する場合は発注者の費用負担) となる資料

工法名称 (現設計)	〇〇〇工法	△△工法	〇〇〇工法+補助ユニット	□□□工法
施工方法 工法概要	・ 親杭・横矢板 ・ 〇〇〇ハンマーの打撃と回転で掘削を行い、圧縮空気でスライムを除去する	・ 親杭・横矢板 ・ やぐらを組み、大口径の△△により掘削を行う	・ 親杭・横矢板 ・ 〇〇〇ハンマーに、騒音・振動・粉塵対策を行うための補助ユニットを装着して掘削を行う。	・ 鋼矢板 ・ オアガにより掘削を行うと並行して鋼矢板の建て込み及び圧入を行う
振動	大 (掘削時)	無	中 (掘削時)	極小 (掘削時)・無 (圧入時)
騒音	大 (掘削時)	小 (掘削時)	中 (掘削時)	小 (掘削時)
粉塵	多 (掘削時)	無	少 (掘削時)	無
施工日数 (日当たり施工量)	32日 (2.8本/日)	80日 (1.1本/日)	32日 (2.8本/日)	35日 (4.2本/日)
施工性 長所	・ 大きな転石や硬質な岩盤の掘削も可能 ・ 施工機械が小型であり狭い現場にも対応 ・ ビットの種類を変えることにより、幅広い地質に対応可能 ・ 掘削速度が速い	・ 硬質な岩石であっても50cm程度までの転石であれば対応可能 ・ 施工機械が小型であり狭い現場にも対応可能 ・ 地形に合わせて楕円や足場を組み込むため、機械の設置が容易 ・ 環境負荷 (振動・騒音・粉塵) が低い	・ 大きな転石や硬質な岩盤の掘削も可能 ・ 施工機械が小型であり狭い現場にも対応可能 ・ ビットの種類を変えることにより、幅広い地質に対応可能 ・ 掘削速度が速い ・ 〇〇〇工法に対して25%程度の騒音および振動低減が見込める (低減率はメーカー公表値による)	・ 施工機械が小型であり狭い現場にも対応 ・ 排土処理や砂置換が不要 ・ 圧入した鋼矢板より反力をとるため、敷鉄板の敷設替えなどの作業が不要
	短所	・ 掘削時の環境負荷 (振動、騒音、粉塵) が大きい	・ 多量の工事用水を必要とする ・ 掘削時に発生する泥水の処理を要する ・ 他工法に比べて施工に日数を要する	・ 一定の環境負荷 (振動、騒音、粉塵) がある
経済性 概算工事費	〇〇,〇〇〇,〇〇〇円	〇△,△△〇,〇〇〇円	△〇,〇△〇,〇〇〇円	△△,〇〇〇,〇〇〇円
	-	120%	110%	150%

照査範囲を超える事例-6 (工法比較表の作成 (切土工法))

【実際の地山の状態が悪く、現設計の工法では崩壊する可能性が高いことが判明した場合】

- ・ 工法比較表の作成は照査範囲外であり、受注者に作成を指示する場合の照査費用は発注者負担となる。
- ・ 協議資料としては、現設計において問題となる点 (現設計で施工することの危険性) を示せばよい。

照査範囲外 (受注者に作成を指示する場合は発注者の費用負担) となる資料

工法名称等	切土 (1:1.0) +モルタル吹付 (t=8cm) (現設計)	切土 (1:1.5) +モルタル吹付 (t=8cm)	切土 (1:1.5) +法面植生工 (厚層基材)	切土 (1:1.0) +法枠工	切土 (1:0.5) +鉄筋挿入工
長所	・ 他方法と比較して、総合的に最も安価	・ 現設計を除く他工法に対し、比較的安価	・ 現設計を除く他工法と比較して最も安価 ・ 他工法と比較した場合、景観に優れる	・ 同種の土質における採用事例も多く、長期的に安定して法面を保持できる可能性が高い	・ 同種の土質における採用事例も多く、長期的に安定して法面を保持できる可能性が高い ・ 法勾配を立てることができるため、切土により発生した土砂の運搬や処分を要する費用が低減される
短所	・ 掘削中の土質を確認したところ、現設計で施工した場合は降雨により法面が崩壊する可能性が極めて高い	・ 降雨等による法面への長期的な悪影響が否定できない ・ 切土量の増加により新たに発生する土砂の流用または処分について別途検討を要する ・ 追加用地の取得を要する ・ 現設計に対し、1か月程度施工期間が必要となり、その後の排水工や舗装工の工程を圧迫する	・ 種子が発芽して定着するまでの期間は降雨等に対して脆弱 ・ 発芽やその後の生育を考慮すると、11月までに施工を完了する必要がある ・ 切土量の増加により新たに発生する土砂の流用または処分について別途検討を要する ・ 恒久的に法面を保持できるかは不明 ・ 追加用地の取得を要する	・ 現設計に対し、3週間程度施工期間が必要となり、その後の排水工や舗装工の工程を圧迫する	・ 今回の比較対象の中では直接工事費が最も高額となる
追加用地取得	不要	必要 (約250m ²)	必要 (約250m ²)	不要	不要
施工日数 (追加用地の取得に要する日数は含まず)	60日	85日	75日	78日	70日
概算工事費 (追加用地取得費用は含まず)	¥9,700,000	¥12,500,000	¥11,900,000	¥13,100,000	¥14,500,000
備考		用地取得の費用や期間について考慮する必要がある	用地取得の費用や期間について考慮する必要がある		全体工程を考慮して、施工の可否を判断する必要がある

照査範囲を超える事例-7 (工法比較表の作成 (擁壁工))

【用地の制約等により擁壁の新設を要することが判明した場合】

- ・ 工法比較表の作成は照査範囲外であり、受注者に作成を指示する場合の照査費用は発注者負担となる。

照査範囲外 (受注者に作成を指示する場合は発注者の費用負担) となる資料

◆ 工法比較表				
工法の名称	ブロック積	現場打 (重力式擁壁)	プレキャスト型擁壁	大型ブロック積
工法の概要	基礎コンクリートの上に、コンクリートブロックを積み、空隙と背面にフレッシュコンクリートを充て込んで構築される擁壁	現場にて型枠や足場を構築し、現場打ちされたコンクリートの重量により、背後からの圧力に抗する構造の擁壁	工場にて製作されたプレキャスト型擁壁をクレーンにて所定の位置に据え付ける工法	工場にて製作された大型ブロックをクレーンにて所定の位置に据え付け、組み立てを行う工法
現道への影響 (通行への支障)	・背面掘削の量が少なく、作業時間帯以外の車線規制が不要となる ○	・背面掘削の範囲が現道脇に及ぶため、掘削開始から埋め戻し完了まで終日の車線規制を要する △	・背面掘削の範囲が現道の車線内に及ぶため、掘削開始から埋め戻し完了及び舗装の復旧完了まで終日の車線規制を要する ×	・背面掘削の量が少なく、作業時間帯以外の車線規制が不要となる ○
構造的性	・盛土と車道の幅幅部分が新設するブロック積に上載していることから、構造物としての安全性が確保されない ×	・安定計算の結果、構造物としての安全性は確保される。 ○	・安定計算の結果、構造物としての安全性は確保される。 ・工場製品のため、現場打ちに比べ品質のばらつきが少ない ◎	・安定計算の結果、構造物としての安全性は確保される。 ・工場製品のため、現場打ちに比べ品質のばらつきが少ない ◎
施工性	・ブロック積み作業とコンクリート充てん作業の繰り返しであり、段取り替え等のロスが生じる △	・足場組立解体、型枠組立解体、コンクリート打設、背面埋戻しと多くの作業が発生するため、施工性が良いとはいえない △	・擁壁据付自体が比較的容易であり、擁壁据付後も、埋戻し作業のみであるため、段取り替えなどのロスは最小限となる ◎	・ブロック据付と背面埋戻しの繰り返しだが、ブロックが大型であるため頻繁な段取り替えは発生しない ○
経済性 (10mあたり)	¥ 1,289,000 ◎	¥ 1,410,000 △	¥ 1,638,000 ×	¥ 1,352,000 ○
総合評価	構造上の問題があるため不適と考える ×	構造上の問題はないが、現道への影響が比較的大きくなるため、最適ではないと考える △	構造上の問題はないが、経済性に劣り、現道への影響が最も大きくなるため、不適と考える △	構造性にすぐれ、現道への影響も最小限であり、経済性も比較的良好であるため、本家が最適と考える ○

設計図書の変更又は訂正



受注者の照査確認結果に対する設計図書の変更や訂正は発注者が行う。ただし、協議 (工事監理連絡会) により、責任者を明確にする。

- ・ 受注者の照査確認結果に対する設計図書の変更や訂正は原則として発注者が行う。ただし、協議 (工事監理連絡会) により、責任者を明確にする。

◆ 受注者による変更・訂正について

発注者の責による場合や、コンサルタント等の責による場合かつ契約不適合責任期間 (軽微な契約不適合 3 年, 重大な契約不適合 10 年) を過ぎているときは、発注者の負担により設計図書の訂正・変更を行わなければならない。

ただし、工事工程上やむを得ない場合は、当該工事施工業者 (受注者) が訂正・変更を実施する。この場合の費用は計上する。

◆ [24] 設計図書^の照査確認資料 (3)

照査範囲を超える資料を作成した場合の見積例

【作成例】

令和 年 月 日						
○○○○○○河川国道事務所 殿						
○○○○建設						
見 積 書						
下記のとおり、見積書を提出します。						
記						
作業内容						
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○の検討・図面作成費用 (令和○年○月○日指示)						
項目	職種	単位	数量	単価	金額	備考
○○	土木一般世話役	人日	2	23,200	46,400	公共工事設計労務単価 2人×1日
○○	技術員	人日	0.3	○○○○	○○○○	設計業務委託等技術者単価 1人×0.3日
○○	測量助手	人日	○	○○○○	○○○○	設計業務委託等技術者単価
以下は該当があれば記入						
経費				○○○○		直接人件費の○%
合計					○○○○	


- ・あくまで作成例であり、任意様式としてよい。
- ・公共工事設計労務単価、設計業務委託等技術者単価等を用いて、作業量がわかる見積りとする
- ・提出は元請会社からの提出(1社)でよい。
- ・当該成果の照査に関する費用を含む見積りとする

※「項目」で作業内容を分類

- 例) ・○○の変更設計
 ・○○の再検討
 ・図面作成
 ・照査

◆ [27] [28] 施工体制台帳・施工体系図 (1)

施工体制台帳および施工体系図の作成対象

 作成対象は建設業および警備業のみ

- ・施工体制台帳等に記載すべき下請負人の範囲は「建設工事の請負契約^(注1)」における全ての下請負人を指す。
 ⇒ 「建設工事の請負契約」に該当しない資材納入、調査業務や運搬業務等にかかる下請負人については作成する必要はない。
 (ただし発注者が記載を求める場合を除く。国土交通省発注工事では警備業については記載を求めている。)

(注1) 建設工事の請負契約：報酬を得て建設工事(29業種)の完成を目的として締結する契約を指す。

出典：施工体制台帳の作成のポイント (p. 3, 19の内容を抜粋・要約)
 出典URL：http://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/construction/index_02.html#minasama

施工体制台帳の添付書類



施工体制台帳の添付書類は以下による

【添付を必要とする書類（写し）】

- ①発注者と受注者の請負契約書
- ②下請契約書
 - ・受注者と1次下請の請負契約書
 - ・2次下請以下の下請負人が締結した全ての請負契約書
- ③技術者の資格及び雇用を証明するもの
 - ・主任（監理）技術者が必要な資格等を有することを証明するもの
(監理技術者の専任を要する場合は監理技術者資格者証)
 - ・主任（監理）技術者と所属会社が、直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するもの
(健康保険証など)
 - ・専門技術者が必要な資格等を有し、所属会社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するもの
(専門技術者を配置する場合に限る)

【添付が不要な書類の例】

- ・建設業許可や警備業認定証の写し
- ・請負会社の厚生年金保険や雇用保険加入を証明するものの写し
- ・監理技術者などの技術者届の写し
- ・見積依頼書の添付図面
- ・技術者配置の要件以外の資格や実務経歴の写し
(例：「資格内容」を1級土木施工管理技士と記載した場合の実務経験10年の証明)

発注者も「添付を必要とする書類」以外の提出は求めないこと



工事担当技術者台帳の作成は不要

元請名	担 当 技 術 者 台 帳			
監理技術者名 主任技術者名 生年月日 【写真貼付欄】 撮影年月 年 月	会社名 主任技術者名 生年月日 専任・非専任 【写真貼付欄】 撮影年月 年 月	会社名 主任技術者名 生年月日 専任・非専任 【写真貼付欄】 撮影年月 年 月	会社名 主任技術者名 生年月日 専任・非専任 【写真貼付欄】 撮影年月 年 月	会社名 主任技術者名 生年月日 専任・非専任 【写真貼付欄】 撮影年月 年 月
	会社名 主任技術者名 生年月日 専任・非専任 【写真貼付欄】 撮影年月 年 月	会社名 主任技術者名 生年月日 専任・非専任 【写真貼付欄】 撮影年月 年 月	会社名 主任技術者名 生年月日 専任・非専任 【写真貼付欄】 撮影年月 年 月	会社名 主任技術者名 生年月日 専任・非専任 【写真貼付欄】 撮影年月 年 月
	会社名 主任技術者名 生年月日 専任・非専任 【写真貼付欄】 撮影年月 年 月	会社名 主任技術者名 生年月日 専任・非専任 【写真貼付欄】 撮影年月 年 月	会社名 主任技術者名 生年月日 専任・非専任 【写真貼付欄】 撮影年月 年 月	会社名 主任技術者名 生年月日 専任・非専任 【写真貼付欄】 撮影年月 年 月

(注) 貼付する写真は、縦 3cm 横 2.5cm 程度の大きさとし、当該請負契約日以後に撮影された明瞭なものとする。 (肩より上身・使用ヘルメット着用)

担当技術者台帳は、施工体制台帳につき、**工事現場への提示は必要ない。**

◆ [30] ~ [35] 工事打合せ簿 (1)

工事打合せ簿 (指示)



発注者指示の添付資料や概算発注の指示資料は、受注者による作成は不要。

- ・ 工事工程上やむを得ない場合など、状況に応じ受注者側に指示する場合がある。その場合、**必要な経費については発注者が負担する。(照査範囲を超える資料作成)**

工事打合せ簿



特記仕様書、共通仕様書、施工管理基準のような諸基準類の写しは工事打合せ簿への添付不要。

第 4 3 条 経費事項の処理
受注者は、工事契約後速やかに必要な測量を実施し、契約図書と現地に差異が生じた特記仕様書に疑義が生じた場合は、原則として書面にて監督職員と協議し適切な処理を行わなければならない。

第 4 4 条 デジタル工事写真の小黒板情報電子化
デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、発注者双方の業務効率化を目的とし、特定建設物の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の偽造性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員から指示を得たうえでデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以降、「対象工事」と称する)とする。対象工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象物の導入
受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア(以降、「使用機器」と称する)については、写真管理基準「2」撮影方法に示す項目の電子的記入ができること、かつ偽造性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、偽造性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき番号のリスト(CRYPTICの番号リスト)」(URL「<https://www.cryptec.go.jp/kit.html>」)に記載されている機器を使用すること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

1-1-1-18 工事現場発生品

1. 一般事項
受注者は、**設計図書に定められた現場発生品について、設計図書または監督職員が指示する期日までに監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調査を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。**

2. 設計図書以外の現場発生品の処理
受注者は、第1項以外のものが発生した場合、監督職員に連絡し、監督職員が引き渡しを指示したものについては、監督職員が指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調査を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。

1-1-1-19 建設副産物

1. 一般事項
受注者は、掘削により発生する土砂、砂利、砂、砕石等の材料を工事に用いる場合、**設計図書によるものとする。設計図書に明示がない場合には、本工事または設計図書に指定される建設工事にあつては、監督職員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の建設工事にあつては、監督職員の承認を得なければならない。**

品質管理基準及び規格値 (案)

項目	規格値	検査方法	検査時期	検査場所	検査項目	検査結果	備考	検査結果の取扱い
1. 土質
2. 砕石
3. 砂利
4. 土質
5. 砕石
6. 砂利
7. 土質
8. 砕石
9. 砂利
10. 土質
11. 砕石
12. 砂利
13. 土質
14. 砕石
15. 砂利
16. 土質
17. 砕石
18. 砂利
19. 土質
20. 砕石
21. 砂利
22. 土質
23. 砕石
24. 砂利
25. 土質
26. 砕石
27. 砂利
28. 土質
29. 砕石
30. 砂利
31. 土質
32. 砕石
33. 砂利
34. 土質
35. 砕石
36. 砂利
37. 土質
38. 砕石
39. 砂利
40. 土質
41. 砕石
42. 砂利
43. 土質
44. 砕石
45. 砂利
46. 土質
47. 砕石
48. 砂利
49. 土質
50. 砕石
51. 砂利
52. 土質
53. 砕石
54. 砂利
55. 土質
56. 砕石
57. 砂利
58. 土質
59. 砕石
60. 砂利

◆ [30] ~ [35] 工事打合せ簿 (2)

工事打合せ簿 (協議)



工事打合せ簿 (協議) は事実が確認できる資料のみでよい

- ・ 「**設計図書の照査確認資料 (ページ 8, 16)**」と同様である。
- ⇒ 「**事実が確認できる資料**」なので、**根拠資料や対応策、変更・訂正案等は提出不要。**
- ⇒ **必要に応じ照査範囲を超える資料作成を受注者に指示する場合は、発注者は必要な費用を負担しなければならない。**

【参考】土木工事共通仕様書 1-1-1-3 設計図書の照査等 2. 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその**事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない**。なお、**確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする**。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、**監督職員からの指示**によるものとする。

- ・ 工事工程上やむを得ない場合など、状況に応じ受注者側に指示する場合がある。その場合、**必要な経費は発注者が負担する。(照査範囲を超える資料作成)**

工事打合せ簿 (提出)



週間工程表は工事打合せ簿としての提出は不要

- ・ 立会の日程調整や受発注者間での情報共有, 隣接工事との工程調整等, 必要に応じて作成する。

◆ [36] [37] 関係機関・近隣協議資料,特殊車両通行許可

協議資料の提出



監督職員の請求があった場合を除き, 許可または承諾後の資料は提出不要。

【参考】「土木工事共通仕様書 1-1-1-36 官公庁等への手続等 3. 諸手続きの提示, 提出」

『受注者は, 諸手続きにおいて許可, 承諾等を得たときは, その書面を監督職員に提示しなければならない。
なお, 監督職員から請求があった場合は, 写しを提出しなければならない。』

※**特殊車両通行許可**についても同様である。

説明資料の作成



- ① 監督職員に代わり現場技術員が臨場した場合、**監督職員への説明資料は作成不要。**
- ② 段階確認書に添付する資料の**新たな作成は不要**

【①について】

- ・ 監督職員への説明資料は現場技術員が作成する。

【②について】

- ・ 受注者が作成する出来形管理資料に、確認した実測値を手書きで記入する。

写真撮影の省略



監督職員等が臨場する場合、次の①～②について撮影を省略できる。

- ① 臨場して確認した箇所についての出来形管理写真（不可視部分含む）
- ② 監督職員等による確認や立会の状況写真

25

◆ [38] 材料確認書



材料確認書については、設計図書に記載しているもの以外は提出不要。

- ・ 共通仕様書、特記仕様書で監督職員への提出が求められているもの以外は提出不要。
※提出不要であるが、受注者の責任において適切に整備・保管すること。

26

◆ [42] 休日・夜間作業届

休日・夜間作業届の提出



口頭、FAX、電子メールなどによる連絡でよい

- ・ただし、**現道上の交通規制を伴う工事**については**提出**を要する。

工事打合せ簿

発注者	<input type="checkbox"/> 地区名 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者	発注年月日	平成24年07月12日
発注事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 確認 <input checked="" type="checkbox"/> 成請 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出		
工事名	その他の地		
(内容)	田舎新築日 平成24年07月12日		
	他記について、作業工程の都合上休日作業を行いますので、承認願います。		
	作業日 7月14日(土)		
	年 月 日: 平 成 年 月 日		

※、その他詳細付録書
上記について 協議、 承認、 協議、 報告、 提出、 成請、 その他

発注者
受注者

年月日: 平成24年07月12日
上記について 協議、 承認、 協議、 報告、 提出、 成請、 その他

主任技師	発注者	発注者代表	発注者代表

27

◆ [43] 安全教育訓練実施資料

安全教育訓練実施資料の提出



安全教育訓練の実施記録は、実施内容を監督職員へ提示すればよい。

【参考】「土木工事共通仕様書 1-1-1-27 工事中の安全確保10. 安全教育・訓練等の記録」

『受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、**監督職員の請求があった場合は直ちに提示する**ものとする。』

28

 工事履行報告書に添付資料は不要

- ・ 工事によっては、定点写真等のお願いをすることがあります。

出入高価単率の算出

工事名	単価	数量	単率	単率	単率	単率	単率	単率	単率
コンクリート	402	82.8	119	0.275	80.000	0.275			
セメント	405	15.8	888	1.888	31.275	0.888			
砂	408	85.8	8	0.025	0.000	0.000			
砕石	411	3.8	7	0.025	0.000	0.000			
鉄筋	414	3.8	7	0.025	0.000	0.000			
労務	417	1.8	100.0	0.000					
材料	420	15.8	288	0.275	200.000	0.275			
機械	423	1.8	883	1.075	87.275	1.275			
燃料	426	495.8	88	0.188	888.000	0.188			
電気	429	495.8	113	0.288	0.000	0.000			
水	432	333.8	105	0.313	0.000	0.000			
その他	435	1.8	207.9	0.000	0.000	0.000			
合計									
単価	438	1.8	11	0.000	0.000	0.000			
材料	441	15.8	11	0.000	0.000	0.000			
機械	444	198.8	113	0.288	200.000	0.288			
燃料	447	48.2	29	0.058	18.200	0.058			
電気	450	38.2	36	0.113	20.000	0.113			
水	453	84.2	17	0.048	10.000	0.048			
その他	456	1.8	20.0	0.000					
労務	459	414.8	88	0.188	0.000	0.000			
材料	462	228.8	113	0.288	0.000	0.000			
機械	465	228.8	47	0.113	0.000	0.000			
燃料	468	1.8	12	0.000					
電気	471	188.8	88	0.088	0.000	0.000			
水	474	118.8	88	0.088	0.000	0.000			
その他	477	1.8	20.0	0.000					
合計	480	1.8	20.0	0.000					
単価	483	1.8	36	0.048					
材料	486	31.8	7	0.025	20.000	0.025			
機械	489	5.8	38	0.075	31.200	0.075			
燃料	492	1.8	20.0	0.000					
電気	495	3.8	48	0.113	20.000	0.113			
水	498	32.8	228.8	0.288	18.275	0.288			
その他	501	37.8	31	0.075	0.000	0.000			
労務	504	38.2	37	0.088	0.000	0.000			

品質規格証明資料提出の対象

 指定材料のみの提出となる

※品質規格証明資料は、指定材料または土木工事共通仕様書、特記仕様書等に「事前に監督職員に提出しなければならない」旨の記載がある**材料についてのみ提出**すればよい。

土木工事共通仕様書の一部(例)

3. JIS以外のレディーミクストコンクリート

受注者は、第1編3-3-2第1項(2)に該当する工場が製造するレディーミクストコンクリートを用いる場合は、設計図書及び第1編3-5-4材料の計量及び練混ぜの規定によるものとし、配合試験に臨場するとともにレディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料を確認のうえ、**使用するまでに監督職員へ提出しなければならない。**

特記仕様書の一部(例)

改質アスファルト

1. 改質アスファルトの品質は、舗装設計施工指針(平成18年度版p.222「付表-8.1.10」、p.223「付表-8.1.11」)の標準的性状を合格するものとし、**使用前にミルシートを提出し承諾を受けるものとする。**ただし、アスファルト混合物事前審査制度により認定を受けたアスファルト混合物を使用する場合はミルシートの提出を省略することができる。

産業廃棄物の数量や処理の確認



マニフェストや計量伝票の写しは提出不要

- ・ 監督職員は、マニフェストの提示により数量計算書の計上数量を確認。
※契約数量として処分量の確認を要する場合は、集計表の作成を要する。



出来形管理図表の作成・提出



- ① 測点数が10点未満の場合は出来形管理図表の作成不要
- ② 出来形管理図表を作成する場合、以下は提出不要。
 - ・ 測定結果総括表
 - ・ 測定結果一覧表
 - ・ 出来形管理図（工程能力図）
 - ・ 度数表（ヒストグラム）
- ③ 施工中は「提示」とし、工事完成時に「提出」する。

【その他の主な出来形管理資料について（参考）】

- ・ 出来形管理総括表・・・既済部分・中間技術検査時に「提示」
工事完成時に「提出」
- ・ 出来形数量計算書・・・施工中は「提示」
工事完成時に「提出」

品質管理図表の作成・提出

- ① 測点数が10点未満の場合は品質管理図表の作成不要
- ② 品質管理図表を作成する場合、以下は提出不要。
 - ・測定結果総括表
 - ・測定結果一覧表
 - ・出来形管理図（工程能力図）
 - ・度数表（ヒストグラム）
- ③ 施工中は「提示」とし、工事完成時に「提出」する。



【その他の主な品質管理資料について（参考）】

- ・ 品質管理総括表・・・既済部分・中間技術検査時に「提示」
工事完成時に「提出」
- ・ 材料品質証明資料・・・設計図書で指定した材料がある場合に「提出」

◆ [73] 品質証明員制度

品質証明員による確認時の報告資料



品質証明員による確認に関する報告資料は品質証明書のみとし、試験成績報告書やカタログ等の添付は不要。

コンクリート圧縮強度試験成績報告書

平成 26年10月4日

原 〇〇〇

工事名 〇〇〇

打ち込み箇所 PC桁 G4

呼び方	コンクリートの種類による記号	呼び強度 (N/mm ²)	スラブ又はスラブフローの厚さ (mm)	製骨材の最大寸法 (mm)	セメントの種類による記号
普通		40		20	H

指定事項

上記の条件にて納入したコンクリートの強度試験結果は下記の通りであります。

採取月日	試験月日	材料 (種)	スラブ (cm)	空気量 (%)	質量 (kg)	弾性係数 (N/mm ²)	強度 (N/mm ²)	平均強度 (N/mm ²)	CT(C)	養生方法	備考
10/3	10/4	1	13.5	4.1	3.66	220	28.8	29.5	29.4		現場空守
					3.67	234	29.8				

摘要

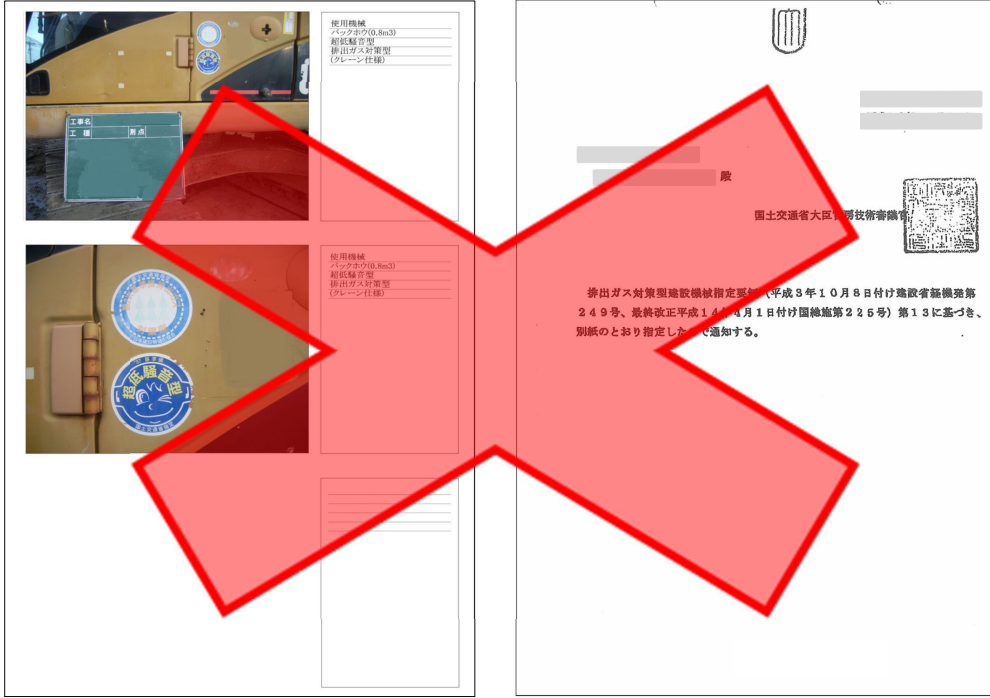
・ カタログ

・ パンフレット

・ メーカー資料

! 排出ガス対策型・低騒音型建設機械の写真は撮影不要

※排ガス・低騒音機械の使用は、監督職員等が現場にて確認できるため。



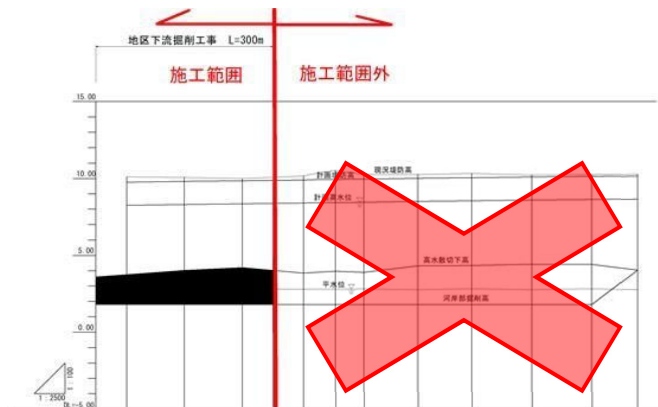
不備がある図面の修正

! ①～③に示す図面の不備については、発注者にて修正し受注者へ提供する。

- ① 前回工事の図面修正
- ② 製図基準への不適合に係る図面修正
- ③ 工事範囲外の部分についての図面修正



➤ 発注者にて修正
➤ 受注者是对応不要



・標準様式(九州地方整備局ホームページに掲載)について

The screenshot shows the homepage of the Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Kyushu Regional Development Bureau. The main heading is "工事書類の様式統一化 (R1九州・沖縄ブロック土木部長等会議合意事項)". Below this, there are navigation links for "事業者の方へ" (For Business Owners) and "採用情報" (Recruitment Information). The page also features social media sharing buttons for LINE, Twitter, and Share, and a search bar.

- 「トップページ」→「事業者の方へ」
 →「工事書類の様式統一化(R1九州・沖縄ブロック土木部長等会議合意事項)」
 →「九州沖縄ブロック工事書類の統一様式【Excel】」
 (http://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/koujisyorui.html)